

第34回 容量市場の在り方等に関する検討会 議事録

1. 開催状況

日時：2021年11月25日（月） 15:00～15:50

場所：Web会議

出席者：

秋池 玲子 座長（ポストコンサルティンググループ マネージング・ディレクター&シニア・パートナー）
秋元 圭吾 副座長（公益財団法人地球環境産業技術研究機構 システム研究グループリーダー・主席研究員）
安念 潤司 委員（中央大学法科大学院 教授）
小宮山 涼一 委員（東京大学大学院工学系研究科 准教授）
林 泰弘 委員（早稲田大学大学院先進理工学研究科 教授）
松平 定之 委員（西村あさひ法律事務所 パートナー）
松村 敏弘 委員（東京大学 社会科学研究所 教授）
圓尾 雅則 委員（S M B C日興証券株式会社 マネージング・ディレクター）
穴井 徳成 オブザーバー代理（東京電力ホールディングス株式会社 経営企画ユニット系統広域連系推進室）
伊藤 英臣 オブザーバー（東京ガス株式会社 電力事業部 担当部長）
加藤 英彰 オブザーバー（電源開発株式会社 執行役員 経営企画部長）
紀ノ岡 幸次 オブザーバー（関西電力株式会社 エネルギー・環境企画室 企画担当部長）
佐々木 邦昭 オブザーバー代理（イーレックス株式会社 経営企画部 次長）
竹内 広徳 オブザーバー代理（伊藤忠エネクス株式会社 電力需給部 電力需給課 販売担当課長）
竹廣 尚之 オブザーバー（株式会社エネット 経営企画部長 兼 需給本部長）
松野 泰 オブザーバー（送配電網協議会 電力技術部長）

欠席者：

齋田 将範 オブザーバー（電力・ガス取引監視等委員会事務局 総務課長）
迫田 英晴 オブザーバー（電力・ガス取引監視等委員会事務局 取引制度企画室長）
下村 貴裕 オブザーバー（資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室長）

議題：

実需給期間に向けた準備状況について（ご報告）
容量市場業務マニュアル（実効性テスト編）について
1 地点1 電源区分の扱いについて

資料：

（資料1）議事次第
（資料2）委員名簿
（資料3）実需給期間に向けた準備状況について（ご報告）
（資料4）容量市場業務マニュアル（実効性テスト編）について
（資料5）1 地点1 電源区分の扱いについて

2. 議事

(1) 実需給期間に向けた準備状況について（ご報告）

- 事務局より、資料3に沿って、実需給期間に向けた準備状況について報告が行われた。

[主な議論]

(林委員)

しっかりと準備いただき感謝する。事業者向けに必ず全員に行き渡ることは体制的に問題ないと理解するが、そのあたりの確認等は対応できているのか方針等あれば教えていただきたい。

(事務局)

現在、参加登録を受付けており、発動指令電源で登録いただいた事業者の申込み等がなかった際には、フォロー等させていただく。

(秋池座長)

議題 1 は、報告になるため、林委員よりご確認があったが、特段気になるようなご指摘はなかった。このあと、実需給期間に向けて、実効性テストの事業者向け説明会を開催していく。事業者とのやりとりなど、事務局においては、準備や対応をお願いする。

(2) 容量市場業務マニュアル（実効性テスト編）について

- 事務局より、資料4に沿って、容量市場業務マニュアル（実効性テスト編）について説明が行われた。

[主な議論]

(小宮山委員)

事務局案の方法に賛同する。4 ページにも記載通り、電源 I' 発動指令の発出が実施期間の 3 時間前で取り決めのあるところ、調整対象時間を 5 時間から 2 時間前にすることで意図的に需要量を大きくする時間を限定できるのは合理的な説明であると考え。加えて、需要家にも 5 時間前から 2 時間前にすることで、早めにベースラインを通知できるメリットがあると認識する。また、今回の時間変更が全ての事業者から対応可能と回答をいただいているので、進めていただきたいと考える。

(秋元委員)

小宮山委員よりご発言された通り、基本的に掲げていることは正しいと考える。制度変更に関しては、後から遡及的に行うのは限定的に行うべきであり、そのようなことを掲げたくえで今回の事例に関しては、変更が妥当なことに関しても同意できるものとする。また、丁寧に全事業者に聞いていただき同意を得ているので、事務局提案の変更で進めていただきたい。

(安念委員)

小宮山委員及び秋元委員よりご指摘があった通り、今回の措置で異論はなく、結構である。一度締結された契約なので事後的に変更してはいけないことが大原則であることを出発点にしつつ、今回の場合、大変丁寧な考慮をいただき最終的には変更した方が良いという結論に達し、且つ全アグリゲーター事業者からも同意をとっているため、今回の措置は 100 点満点であり瑕疵はないが、しかし、将来のことを考えると入札から実需給まで 4 年あるので、その間にこの容量市場の努力ではどうしてもない制度の変更があり、それにより契約状況をどうしても見直さなくてはならないこと

は有りえると考えなくてはならない。1つの対応としてはこの約款を民法上の定型約款と言えるのか松平委員にも教えていただかなくてはならないが、若干の反対者がいても変更し得る規定が民法にあるので、その考え方に沿い約款に始めから変更することがあるという変更権の留保のような一文入れておき、このような場合は変更することがあり得るという断り書きをすることも一つの手であるとするが、この後松平委員よりご発言されるので教えていただきたい。

(松平委員)

今回の変更について、結論として賛成する。安念委員よりご指摘していた通り、事業者の予見可能性は特に発動指令電源については、各契約事業者が各需要家との間で調整してアグリゲートしている。関係する事業者がそれなりに多いと想定されるので、なるべく一度定めた募集要綱或いは約款等は尊重することが事業者にとっての予見可能性ということから適切であることは資料に記載されている通りである。一方で一度定めた約款等は一切変更できないかについては安念委員よりご指摘いただいた通り、民法の定型約款の範囲は事業者間の場合にどこまで認められるかによるが、今回は入札で多数の事業者が関わり、それを一律に処理する必要性も可能性も高いので、民法上の定型約款に基づく運用が基本的には許容されると考える。また、定めている契約約款においても、制度変更や法令変更等に基づき変更する必要があることを予め通知しているので、変更の必要性があること、そして変更の内容が合理的な範囲内であり事業者に過度な不利益を及ぼすことがないことを前提にすることは、個別のケースバイケースの判断ではあるが可能であるとする。今回のケースの一つは各事業者の意見を聞き、特段の反対意見はないと確認していただけており、このプロセスも適切なプロセスであるとする。変更の内容についても、その前後の年度に合わせる、或いはガイドラインを変更し恣意的な運用を避ける必要性もあったので、その必要性の観点も認められると考える。今後この辺りがグレーになるような事例においてはより慎重な対応が必要であり、例えばこの約款変更の必要性である場合であっても、事業者はその変更を踏まえて、場合によってはこの枠組みから離脱するような選択を付与することなどを含めて、内容に応じた対応を個別に検討する必要がある場合もあると考える。今回のケースは適切な対応であるとする。

(事務局)

安念委員、松平委員より将来の対応の方向性について助言いただき感謝する。今回の事例については、全員の同意を得られたので、このような改定の仕方をさせていただいたが、原則論を踏まえつつ今後、制度の改定等何かあった場合には、安念委員及び松平委員からの助言及びご指摘も踏まえて検討させていただく。

(秋池座長)

小宮山委員、秋元委員、松平委員を含めて、多面的な視点でご意見をいただいた。事務局より提案のあったベースライン算定の当日調整対象時間については、5時間前から2時間前までの変更にご賛成とのご意見をいただいた。また、今回のような場合の変更の取扱いに関しても、一定の条件を設ける進め方についてご意見をいただいた。本日の議論を踏まえて、今後約款等の反映も進めていただくようお願いする。事務局についても、事業者と話をするなど丁寧に進めていただき感謝する。

(3) 1地点1電源区分の扱いについて

○ 事務局より、資料5に沿って、1地点1電源区分の扱いについて説明が行われた。

[主な議論]

(伊藤オブザーバー)

1地点における安定電源と発動指令電源の組み合わせを可能にすることで、埋没されている供給力が容量市場に

参画できるようになるので、検討の方向性は賛同するが1点のみコメントする。8ページから9ページに示されているように、安定電源の発電実績は計量できないことから作業停止等を考慮しつつ、発電計画値を使い供給力を評価する方向性と認識している。しかし、作業停止以外にも7ページの評価部分の△に記載されている通り、市場供出しても約定できなかった場合や、長期間停止した後にフル稼働までの立ち上げ時間に時間を要する場合など、契約容量を必ずしも出せない事情があると考えており、リクワイアメントが未達の場合には事情を説明する機会を設けていただくことで、より多くの埋没供給力が供出されやすくなるのではないかと考える。今後、詳細検討を進める段階になったら、この点についても検討いただきたい。

(穴井オブザーバー)

1地点での複数応札を安定電源と発動指令電源の組み合わせで検討していく方向性については、より多くのプレイヤーに市場参加いただき、供給力を確保する観点からも有効であるので、事務局提案の方向で検討することに賛同する。そのうえで2点コメントする。1点目は、複数応札で確保した供給力が、きちんと提供されているか検証等確認できる仕組みを検討いただきたい。2点目は、より早くこの仕組みを導入する観点から、例えば試行的に実施して、検証結果を踏まえながら段階的に拡大していく方法もあると考えるので、具体的な検討を進めるなかで考慮いただきたい。

(竹廣オブザーバー)

伊藤オブザーバー及び穴井オブザーバーと同じ意見であり、提案に賛成する。今後、需給構造が変わるので、さらにDRのようなものの重要性が増すと考えられるので、12ページに記載いただいたような特定計量制度で認められる計量方法の適用も含めて、適切な評価、アセスメント方法がとれる前提になるが、他の組み合わせでもDRのような供給力が提供しやすくなるような仕組みの整備を目指して検討いただきたい。

(松平委員)

容量市場に入ることができる供給力を広げることにより、競争的な環境の容量市場にしていく方向性で、今回の取り組みに賛成する。6ページにいくつかの組み合わせが考えられるなかで、まずは安定電源と発動指令電源の組み合わせが、比較的評価をしやすく、また操作をされることも防ぎやすいので、相対的に進められるところを先に進めたうえで問題点などを検証し、将来他の領域についても広げる可能性があるのかを今後考えていく方向性についても賛成する。

(事務局)

伊藤オブザーバーより色々考慮する事項があることについては、ご発言いただいた部分もあり、詳細なアセスメントの設計を行うなかで詰めていき、対応を今後検討する。また、穴井オブザーバーよりご発言された一定程度検証して進めていくことについても、事務局としてもその通りと考えており、やり方について今回このような考え方で一定の理解を得ているが、今後その状況については、きちんと検証しつつ今後の拡大等も含めて検討していく。

(秋池座長)

1 地点 1 電源区分の扱いについては、まずは、安定電源と発動指令電源の組合せの検討を進めることに賛成の意見をいただいた。今後、国の審議会で検討を行い、適用の時期などの整理を進めていく。

以上